玉島保育所の民営化に伴う第3回三者協議会会議録

- 1 日 時 平成 27 年 12 月 26 日 (土) 午前 10 時 30 分から
- 2 場 所 茨木市立玉島保育所
- 3 出席者
 - ·玉島保育所保護者 17 人
 - ・社会福祉法人 親和会 理事長 ほか9名
 - ・保育幼稚園課 中井課長・瀧川参事・岸本課長代理兼管理係長・北川保育指導主事 吉岡所長

4 案件

- (1) 合同保育に携わる保育士等の紹介について
- (2) 合同保育の実施について
- (3) 保育内容等の確認事項について
- (4) 転回場の工事について
- (5) その他
- 5 発言要旨
- (市) 定刻より少し前ですが、皆さん、改めましておはようございます。 本日は、年末のお忙しい中、三者協議会に出席いただきましてあ りがとうございます。
 - 三者協議会の開会の前に少しお時間をいただきたいのですが、前回の三者協議で保護者の皆様からいただいた意見書について、〇〇先生からお答えをいただいていた中で、公立保育所を引き継ぐことへの思いを保護者の皆様にお伝えする中で、少し真意と違うような形でお伝えしてしまったようなところがあるかなということで、平

出先生から改めて保護者の皆様にその真意をお伝えしたいということでお伺いしておりますので、少しお時間をいただくのですけれどもよろしくお願いいたします。

(法人) 改めまして、おはようございます。

今、瀧川参事のほうからお話がありましたように、先月のこの場で私がお話をさせていただいた中で、私自身もうまく伝えられなかったなと言う思いを持ちながら悶々と 1 カ月過を過ごしてまいりまして、どうしたものかということを相談させてもらいましたところ、このような時間をとっていただきました。少しお話をさせていただきます。

色々話すと話がまた膨らんでしまうので、端的にお話をさせていただきますと、私が公立の保育士、公立の保育を批判したのではないかというふうにとられても仕方がない言い回しだったかなということが少しありまして、決して私は公立の保育士、公立の保育を批判するつもりはございません。

といいますのも、前も申しましたように、私自身が 40 年公立で、 私を育ててもらったところですので、その中で私は保育に対して自 信もありますし誇りも持っておりますので、そういうことは決して ございません。

ただ、民間のほうに移りまして、今、籍を置いていまして、民営 化を多々経験された保育園のかたから公立はこうだったよ、ああだ ったよ、というようないわれもないというか、一部分だけを見て色々 言われていることを耳にするのがとても悔しいし、悲しい思いをし ています、ということで、本当に私たち、これから合同保育に入ら せていただくメンバーも運動会や発表会を見せていただきまして、 本当に感動をいっぱいもらって、あんな保育ができたらいいなとい うことをみんな感じて帰っておりますので、茨木市もこれが最後の 民営化ということで、公立の先生はすごいよと、すごい保育をして いるよと、私たちもあんな先生になりたいなと思わせるような引き 継ぎをさせていただきたいなと思っておりますので、そのことを私 は言いたかったのですけれども、少し感情が高ぶったりとか、表現 が言葉足らずであったりとかして皆さんにも不安な思いだとか、関 係者の皆さんに誤解を招くような表現になってしまったのかと思う ところがありますので、改めまして決してそういうことではないと いうことをお伝えさせていただきたいと思っております。

いよいよあと10日もすれば合同保育が始まる訳なのですけれども、

職員一同、色々学びたいという思いで参加しますので、どうぞよろ しくお願いいたします。

(市) よろしくお願いします。

ありがとうございました。前回の○○先生の説明についてという ことで、今、ご説明をいただいたのですけれども、何かご質問等は ございませんでしょうか。

(保護者) 特になし

(市) 大丈夫でしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、少しお時間をいただいたのですが、ただいまから玉島 保育所第3回三者協議会ということで開会いたします。

これより議事進行につきましては、三者協議会の議長であります中井保育幼稚園課長にお願いいたします。

(市) 改めまして、皆さん、おはようございます。

それでは、早速ではございますけれども、三者協議会をこれより 開会させていただきます。

本日の会議次第に従いまして進めさせていただきます。

まず、1つ目の案件でございます。先ほどもありましたけれども、 来月から、民営化に伴う合同保育がスタートすることになっており ます。この合同保育に参加をいただく親和会さんの保育士さんに本 日はお越しいただいておりますので、法人様のほうからご紹介をい ただくということになっております。

また、本日、ご紹介をいただく保育士さんは、合同保育に参加をいただく主たる保育士さん。それと、その主たる保育士さんも、現在、各保育園で勤務をされておりますので、その行事等でどうしてもやむを得ないケースでこちらへ来られないケースがありますので、その場合にローテーションで参加をしていただく保育士さんということになっております。

ローテーションで参加いただく保育士さんにつきましては、本日、 お越しいただいているかた以外にもご用意のほうをいただいている ようですので、その方々については、写真等でご案内をさせていた だけたらと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは合同保育に参加いただく保育士さんのご紹介をお願いしたいと思います。

(法人) 1月5日より合同保育が始まりまして、一遍にこのメンバーが来るわけではないのですけれども、一応、市のほうで決められており

ます。そして、現在、私たちも各クラスを担任しながらやっておりますので交代でということもあります。まず、私が主任、園長候補として来ます。私が来られない場合に。

- (法 人) 松ヶ本認定こども園におりますKと申します。よろしくお願いします。
- (法 人) 現在、末広認定こども園におりますSと申します。よろしくお願いいたします。
- (法 人) この三名で、主任・園長のところを回していきます。私が来られない場合はKであったり、Sが来てもらうことになりますのでどうぞよろしくお願いします。

あとは今から1人ずつ名前を紹介しますけれども、幼児であったり乳児だったり、幼児も乳児も経験してもらおうと思っております。 自己紹介をしてください。

- (法 人) 今、紹介に上がりました松ヶ本認定こども園から参りました。K といいます。よろしくお願いします。
- (法人) おはようございます。Kです。よろしくお願いします。
- (法人) Oと申します。よろしくお願いいたします。
- (法 人) 末広認定こども園から参りましたHです。よろしくお願いいたします。
- (法人) Yと申します。よろしくお願いいたします。
- (法人) Yです。よろしくお願いいたします。
- (法 人) 松ヶ本のときに引き継ぎ合同保育を経験している者もおりますし、 ほかのメンバーは、皆、自分の園から出ることなく過ごしておりま すので、きっと緊張も大きいと思いますが、笑顔で頑張りますので よろしくお願いいたします。
- (市) ありがとうございました。

今後、合同保育を通じましてしっかりと保育内容等の引き継ぎを 行いますのでよろしくお願いいたします。

それでは、本日お忙しい中、ご参加いただきました保育士さんについては、この後も保育のほうがございますので、一旦、ここでご退席をいただくということになりますのでよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

それでは、今、ご紹介をさせてもらった合同保育に参加される保育士さんへのご質問等もあったかと思うのですけれども、一旦、次の合同保育の実施についてということで、ご説明をさせていただいた後に合同保育全般の部分についてご質問等をお伺いしたいという

ように思いますのでよろしくお願いいたします。

それでは、続きました案件の2つ目に行かせていただきます。合同保育の実施についてということでございます。

合同保育の実施につきましては、前回の三者協議会でも、実施基準でありますとか、それから法人様の提案内容等について一定のご説明はさせていただいたところでございます。また改めての説明になる部分もあるかと思いますけれども。合同保育の原則でありますとか引き継ぎ内容等につきまして、担当のほうからご説明をさせていただきたいと思います。

(市) そうしましたら、合同保育について説明させていただきます。

ただいま課長からご紹介がありましたように、合同保育につきましては前回の三者協議会で法人様のご提案内容でありますとか実施方法につきまして市のほうで作成しました「市立保育所の民営化に伴う合同保育・引き継ぎ保育の実施について」というものがあるのですけれども、それに基づいて資料を作らせていただいて説明させていただいたのですけれども、今回は、具体的な引き継ぎ内容でありますとか、引き継ぎ体制について少し説明をさせていただきます。まず、引き継ぎ内容についてでございますが、基本原則についてということでご説明させていただきます。

まず、民営化に当たりまして、茨木市立保育所民営化基本方針実施要領というものを定めておりまして、その中に公立・私立保育所、保育園が子どもの人権や個人が尊重され、健やかな成長を目指すという共通の保育計画を持って、その上に公立・私立の保育園や保育所がそれぞれに掲げる方針に基づいて教育を展開していくことができるという内容になっております。

それは、ということを目標に公立・私立連携、それから協力をして策定したこういう冊子があるのですけれども、「未来に伸びるを子どもたち 保育の手引き」であるとか、また、茨木市人権保育基本方針であるとか、茨木市人権保育カリキュラム、さらには民営化する当該保育所、玉島保育所の保育課程や年間指導計画をはじめ、先日、保護者の皆様からご同意をいただいて早速提出していただいた、ご提供をいただいた子どもたちの保育要録など、これまで公立保育所として実施してきた保育内容を適切に引き継ぐこととしております。

全ての保育所・保育園には、子どもの最善の利益を第一に考えて 保育の根幹となる保育課程というものがございまして、保育の実施 に当たっては保育課程に基づいて子どもの発達や生活の状況に応じた具体的な指導計画や、その他計画を作成して保育をすることが基本ということになっております。従いまして、この基本を踏まえた保育内容についてしっかりと引き継ぎを行ってまいりたいと考えております。

もう少し具体的に、詳細に申しますと、保育課程における保育理念をはじめ、保育方針や保育目標などについては、個別の保育内容の積み重ねによる年間を見通した基本事項であるということから、歳児別に示す子どもの保育目標というものがありまして、それが具体的な引き継ぎ内容ということで考えております。

この子どもの保育目標につきましては、大きく養護であるとか、教育であるとか、食育、それから健康支援、それから環境・衛生管理、安全対策、事故防止、保護者支援、研修計画、地域連携、自己評価、10項目に区分することができます。このうち、養護、それから教育、食育、健康支援、環境・衛生管理、安全対策事故防止及び保護者支援の7項目につきましては、子どもたち及びその保護者の方に直接影響する内容ということであることから、引き継ぎの重点項目として位置づけて、優先的に引き継ぎを行うこととしています。

また、これらの全ての項目については、1日を通じた日々の保育 内容に関連するものでございますので、着実に日々の保育を通じて 子どもたち一人一人の状況を踏まえ、適切な引き継ぎを行ってまい りたいと考えております。

なお、合同保育により引き継いだ内容については、しっかり記録を日々の日誌等でつけていただいて、着実な引き継ぎに努めてまいりますのでよろしくお願いをいたします。

また、引き継ぎの重点項目の一つとして位置づけた保護者支援につきましては、保育指針にも示されていますように、保育と一体的に深く関連しているものであることから、養護、それから教育、食育、健康支援、環境・衛生管理及び安全対策事故防止を引き継ぐ際に合わせて引き継ぎを行うものとします。具体的には保護者の皆様への報告・連絡・相談などでございます。

さらに研修計画、それから地域連携及び自己評価につきましては、 法令等に基づいて保育所を運営する全ての主体、公立であっても私 立であってもそれぞれの実現に向けて努める必要があること、また、 保育所運営の一部でありますことから、設置者の責任と判断に基づ いて適切に実施されるべきものであると考えております。 また、保育士のかたの研修などについては、これまでから公立・ 私立が連携して合同で開催するなど実施しているところでございま す。

続きまして、合同保育における具体的な引き継ぎ体制についてでございますが、今からご説明させていただく内容は、あくまでも基本的なことでございまして、保育の引き継ぎについては、日々のお保育を通じて子どもたち一人一人の状況を踏まえた対応が必要なことから、保育日誌をはじめ、個人支援計画や保育記録表などを基本としながら子どもたち一人一人の状況把握に努め、日々の状況に応じて適切に引き継いでまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

まず、所長・主任クラス、いわゆる園長先生でございますが、園 長先生には保育所運営全般にわたって吉岡所長からその内容を引き 継ぐとともに、随時、必要に応じて乳児クラスであるとか幼児クラ スにも入っていただくことを考えております。

合同保育における乳児担当の2人の保育士さんについては、ゼロ歳児から2歳児までを担当することになるため、先ほどご説明いたしました子どもの保育目標に基づいて玉島保育所で実施している具体的な保育内容を引き継ぐものとします。この場合、乳児担当の保育士さんは2人ということになるので、1つの歳児、あるいは玉島保育所の場合、2歳児が2クラスということでしたので、乳児担当の保育士がいない状態となる歳児あるいはクラスがあるということですが、保育所運営全般にわたる引き継ぎに配慮しらながら、園長先生が状況に応じて引き継ぎを行うとともに担当保育士がいない状態おとなった歳児やクラスにつきましては、前回もご質問をいただいてお答えをさせていただいたとおり、保育士さんによる何週間とかという形のローテーションで入っていただいて、必ず引き継ぎを行うものとしております。

また、幼児担当の2人の保育士さんにつきましては、3歳児、4歳児を担当することになるため、公立保育所の保育課程に掲げる子どもの保育目標に基づき玉島保育所で実施している具体的な保育内容を引き継ぐものとします。

また、看護師さんにつきましては、1月・2月についても可能な 日は来ていただくということで、法人様から伺っておるのですけれ ども、主に3月の引き継ぎとなりますが、全ての入所児童や職員の 健康管理及び保健計画の実績に基づいて適切に引き継ぎを行うとと もに、3月の合同保育期間中、希望された保護者のかたとの個人懇談を予定させてもらっておるのですけれども、その中にもできたら参加いただいて、保育士さん等と連携して、入所児童の状況の把握に努めることとしております。

また、必要に応じて乳児及び幼児担当の保育士さんと連携して、 0歳から4歳児クラスまで日々の保育を通じて子どもたち一人一人 の状況を引き継ぐものとしております。

用務員さん、調理員さんにつきましては、調理器具の操作方法について把握するとともに調理全般に対する留意事項などの把握に努めるものとしております。

最後に玉島保育所の保育士さん等と法人さんの保育士さん等が、 適宜、協議検討をする場を設け、引き継ぎに関する課題や問題点の 改善に努めることとしまして、移管保育所の円滑な引き継ぎに向け て連携・協力するものとしております。

また、法人さんにおかれましても、必要に応じて法人さんの内部で協議の場を設けていただくなど、引き継ぎ内容の共有を図っていただけたらと考えておりますのでよろしくお願いをします。

なお、必要に応じて栄養士さんについても、適宜アレルギー対応 を含めた献立内容をお伝えして、適切な対応に努めてまいりたいと 考えております。

以上が基本的な合同保育園内容でございますが、実際に合同保育を始めますと日々の保育の状況によって、その都度、対応しなければならないことが出てくると考えとります。

法人さんと連携・協力してしっかりと引き継ぎをしたいと思いますので、ご理解、ご協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

なお、少し補足というか、より具体的にお知らせということなのですが、1月の合同保育につきましては、週3日ということで、既に法人様から合同保育の参加予定を提出していただいておりまして、吉岡所長とも調整させていただいて、先ほど少し○○先生からもご紹介があったのですが、1月5日からということで参加いただくことになっております。

1月の詳細な日程につきましては、28 日付けのお便りということで保育所のほうから皆様にお知らせさせていただきます。

看護師さんの参加予定につきましては、現在、調整中ということですので、また決まり次第、事前に連絡をさせていただきますので

よろしくお願いいたします。

少し長くなりましたが合同保育についての説明は以上です。

(法 人) 看護師のほうなのですけれども、きょうも参加してもらえるよう に調整してもらおうと思ったのですけれども、現在も保育園のほう に勤務しておりまして、行事があるということで、3月からは必ず 毎日来てもらうことになっております。

ただ、皆さんびっくりされるかな。といいますのも、看護師が男性です。ですが茨木市ではなく、他市で現在も保育園に勤めておりますし、転勤でその前も他市の民営化をされた保育園で4年ほど勤務しておりますし、保育士資格も持っているちょっとユニークな男性です。初めて見てこの人が看護師さんとびっくりされないようにまたお願いいたします。

1月・2月につきましても、現在、勤めておりますので、できるだけ時間をとってもらうようにお願いはしているのですけれども、調整しますということで、余り、3月に来てもらうのに、1月・2月にあまり無理も言えないかなと思っているところです。

調整がつきましたらまた保育所のほうに連絡をさせてもらって、 きょうは来ておりますということをご連絡させていただきたいと思 っております。よろしくお願いします。

(市) ただいま合同保育の実施につきまして、担当のほうから、それから補足で法人様のほうからご説明をいただきました。

この件につきまして、何かご質問等がありましたら承りたいと思いますがいかがでしょうか。

- (保護者) 合同保育に新しい園長先生は、来られないのですか。園長先生に なる方というのは1回も。
- (市) 園長先生になられる方ということで、現在も園長候補ということで。

(保護者) 何か別の幼稚園から。

(市) それが、済みません。当初、おっしゃっていただいているように ○○市内の幼稚園に勤務されている方がこちらのほうにということ で、この民営化を選考する段階でもそのご提案でずっと動いており ました。

> ただ、その方のご親族のかたが介護は必要な状況になりまして、 それが、ご実家のほうが○○のほうにありまして、頻繁に帰らない といけないということで、こちらのほうにもできる限り早い段階で ご紹介していただけるように法人様と調整したのですけれども、最

終的にそれがなかなか難しい状況になりまして、いつまでもそういう形で園長先生をご紹介できないのも困るということで調整をさせていただいて、最終的に、〇〇先生が玉島保育所(園)の園長ということで、お越しいただくことは決定ということで周知のほうはさせていただいて。

周知不足があったことは申しわけありません。お詫び申し上げます。

ですので、園長候補は1月から必ず、今申し上げました3人のローテーションの中で必ず来ていただくようにしますので、すみません、周知が十分に行き届いていませんで申し訳ありませんでした。 すみません。

そのほかに何かございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

そうしましたら、一旦先に進めさせていただきます。また何かご ざいましたら、この会が終わったとでも結構ですし、ご連絡をいた だければと思います。

それから、合同保育につきましては、先ほども少しご紹介をさせてもらいましたけれども、合同保育に携わる公立の保育士、それから法人様の保育士、これらが意見交換をさせていただきながら、また、その意見も踏まえながら円滑に進めてまいりたいと考えておりますので、保護者の皆様もご協力とご支援のほうをお願いできたらと思いますので、この場をおかりしてまた改めてお願いをさせていただきたいと思います。

また、実際に合同保育が始まりましたら、その実施状況等につきましても、この三者協議会の場で、今、こういうところまで進んでいます、こんなことがありました、ということでご報告をさせてもらいたいと思いますので、またご確認のほうをお願いしたいというように思っております。

それでは、次の案件に進めさせていただきます。

案件の3つ目でございます。保育内容等の確認事項についてということでございます。

こちらの案件につきましては、前回の三者協議会で協議をいただいて、一定の項目については同意をいただきまして、決定事項ということでさせていただいたところですけれども、それ以降、保護者の皆様方から何点かご質問のほうをいただいておりましたので、そのことについてご回答させていただくということで、この議案に上

げさせていただいております。

それでは、回答のほうを担当からお答えさせてもらいます。

(市) 今、課長からもご紹介がありましたけれども、前回の三者協議会で、保育内容の確認事項ということで、一定、決定をさせていただいた事項とかもあったのですけれども、その後、私のほうに吉岡所長を通じて保護者の皆様からご質問をいただきましたので、資料のほうをお配りしております。このA4の両面の資料です。それから平成28年度延長保育料に関する親和会からの提案内容ということで、この1枚ものの資料をお配りしております。これを合わせてご覧いただけますでしょうか。これに基づいて説明をさせていただきますので、まず、保護者の皆様から大きく3点質問をいただいて、それぞれ法人様にお答えをいただいているという形式になっております。

質問のほうを読ませていただきますけれども、標準時間の延長保育に関して、公立保育所では三者協議会でも保護者のかたがおっしゃったように 18 時 30 分以降に保育が必要な子どもたちについておやつを提供しているのですが、末広及び松ヶ本認定こども園では 18 時 30 分以降、おやつは提供されているのですか。10 分ごとの延長保育料金を設定されているようですが、その場合、おやつの提供はどうしておられるのですか。ということで、法人様の答えのほうが、18 時 30 分以降、おやつについては、末広は 0・1 歳児のみおやつ代をいただいて提供しています。松ヶ本につきましては無料で提供しています、というご回答いただいております。

質問の続きがありまして、また、玉島保育園となってからも 18 時30 分以降、保育が必要な子どもたちに対しておやつを提供いただけるのでしょうか。また、10 分ごとに 100 円の延長保育料とした場合、40 分あるいは 50 分に帰る子どもたち、19 時に帰る子どもたちのそれぞれおやつの提供はどのように考えておられるのでしょうか、ということで、標準時間の延長保育料については、公立と同じように30 分 300 円とするか、法人様の提案を受けるかということで、アンケートをするということで、至急回答をいただきたいということだったので、この用紙は、保護者委員のかたにもお送りしたのですけれども、その答えのほうが上記のとおり 18 時30 分以降、残っている園児に無料で提供しますというお答えをいただいております。

次に2つ目の質問ですけれども、短時間の延長保育料についてということで、標準時間の延長保育料金については公立と違って、10

分 100 円ということで提案させていただきましたが、短時間認定の延長保育料金については公立と同様なのでしょうか、という質問をいただきましてこちらの答えのほうが、短時間保育の保育料については、8 時 30 分以前の利用については、10 分 100 円計算で、また、16 時 30 分以降の料金も 10 分 100 円と考えております、ということで、こちらの方、前回、標準時間については、10 分 100 円ということで 30 分 300 円に変わりはないのですけれども、10 分ごとに 100 円ずつということでご提案をいただいたのですけれども、短時間認定についても新たにご案をいただきまして、その資料ということで少し細かい資料なのですけれども、つけさせていただいております。

新たにつけ加わった項目としましては、4番の保育短時間認定というところで、こちらの方も朝の7時から8時30分までということで10分刻みに刻みまして、月額のほうは設定をされていないということで、いずれも日額でということになるのですけれども、7時から7時10分までにお送りいただくと900円、それから7時10分を過ぎて7時20分までにお送りいただくと800円、7時20分を過ぎて7時30分までに送っていただくと700円、7時30分を過ぎて7時40年までにお送りいただくと600円、以降、10分ごとに500円400円、300円、200円、ということで、8時20分を過ぎて8時半までにお送りいただくと100円ということになります。

午後の延長保育料につきましては、16 時 30 分から 17 時の間をそれぞれ 10 分ごとに区切りまして、こちらにつきましても、16 時 30 分から 18 時までにつきましては月額の設定はなしということで、いずれも日額の設定ということで、それぞれ 100 円ずつかかってきまして、100 円から最終 19 時になりますと 1500 円ということです。18 時から 18 時 30 分までと 18 時 30 分から 19 時につきましては、月額のほうが設定をされていまして、18 時から 18 時 30 分までに 2,500円、18 時 30 分を過ぎて 19 時までで 5,000 円ということになっております。

またこれを参考にしていいただいて、公立と同じにするのか、法 人様のご提案のほうを採択いただくのかというご検討の資料にして いただけたらと思います。

質問のほうを続けさせていただきまして、保育内容等の確認事項について3ということでいただいておるのですけれども、当初の施行予定と延長保育料金についてはご説明いただきましたが、それ以外の項目については現行どおり引き継ぎいただけるのでしょうか、

ということで、これはちょっと裏面のほうを見ていただいて、例として2例挙げていただいて、遠足のバスの費用について現在は負担していませんが、民営化後も費用負担はないということで良いのですか、ということと、お隣のおとのは学園の田植えの参加について、例年、費用負担なしの参加をさせてもらっているのですが、私立の保育園については費用を徴収しているというような話も聞くのですが、民営化後も費用負担なしで参加ができるのですか、というこの2例についてのお答えなのですけれども、民営化後も1番、2番とも費用負担なしで参加いただけますということでご回答いただいております。

お配りしております資料についてのご説明は以上でございます。

(市) ただいま、担当のほうからご説明をさせてもらいましたけれども、 法人様のほうでつけ加える点などは、よろしいですか。

(法人) はい。

(市) それでは、今、一定、ご質問いただいた内容にはお答えさせてい ただきました。

この件につきまして何かご質問とか、ご確認をされたいということがありましたらお願いしたいと思います。

いかがでしょうか。

(保護者) 公保連なのですけれども、延長保育料について保護者会で話し合ってアンケートをとるということを先月言っていて、そのアンケートの結果というか報告は2月の三者協議とかになってもいいのですか。

(市) アンケートはいつごろまとめられるのですか。

(保護者) 1月の中旬ぐらいにアンケートをみんなに配付して、回収が、多分、ちょっとそれから後になると思います。

(市) 2月とかになるということですね。

(保護者) はい。それでは遅いですか。

(市) 今、在園されているかたについては、そういう形でいいと思うのですけれども、今、一斉入所のほうも行っていまして、改めて玉島保育所ということでお申し込みをされているかたも受け付けさせてもらっている最中です。

行政の立場から申し上げますと、できるだけ早くその方向性を、 次に申し込んでいらっしゃるかたにもお示しをさせていただきたい という部分もございますので、ただ、保護者会様のほうで一定の手 続があって、どの方向かが、これ、大きな問題でもありますので、 そのお時間というのは十分にとっていただけたらいいのですけれど も、可能な範囲で少し早目にいただけたらなというように思ってい ます。

よろしくお願いします。

- (市) またメール等でご連絡いただいたら調整はさせていただきますけれども。
- (市) スケジュールについては、また調整させてください。

(保護者) はい。

- (市) すみません、お願いいたします。
- (市) 2月の三者協議会は、2月20日ですので、少し遅いかなとは思いますけれども、また調整させていただいて事前に資料としてお配りすることもできるかと思いますので。
- (市) そのほかに何かございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(保護者) 特になし

(市) そうしたら、次にちょっと進めさせてもらいます。ありがとうございました。

それでは、案件の4つ目でございます。「転回場の工事について」ということでございます。現在、お車でのお子様の送迎時等に転回スペースとして使用していただいている部分ですけれども、所庭の南側、いわゆる転回場というところですけれども、近々、市のほうで工事を予定しておりまして、工事内容、それから今後の利用方法等について担当のほうからご説明をさせていただきたいと思います。

(市) 保育幼稚園課で管理係長をしております岸本です。よろしくお願いします。

それでは、座って説明をさせていただきます。

現在、所庭の南側のほうで転回場、アスファルトの部分を使っていただいていると思うのですけれども、市のほうが道路の計画をしておりまして、そのアスファルトからもう少し西側は、今、木とか畑で利用させていただいているところなのですけれども、あの部分から少し西側に抜けて道をつけるということになっております。

ただ、ご存じのように、西側のほうにもまだ家がありますので、これは、今、交渉中ということで、行く行くは道をつけるということになっておりまして、まだ予定なのですけれども、来年の2月の初旬ぐらいから工事にかかって、今の砂地の部分については全部アスファルトにかえるという計画になっております。

今、転回場のところに白線で車を停めるような形になっておるのですけれども、道路という位置づけになってしまいますので、あの白線もなくなります。道路ということなので、どなたでも使用できるということなのですが、もちろん行き止りになって、当面は行き止まりのままで、単にアスファルトになっているだけというような状況になるのですけれども、道路ですのでどなたでも使っていただいて結構なのですけれども、駐車のほうは普通の一般の道路と同じように考えていただいて、駐車はできないというような形になりますので、そこだけご留意をいただけたらと思います。

また詳しい工事の日程等につきましては、日程が決まり次第、皆様のほうに、保育所の掲示板でお知らせするようにしたいと思っております。

以上、簡単ですけれども、説明を終わらせていただきます。

(市) 転回場の工事の予定等をご説明させてもらいました。 ただいまの説明について何かご質問等はございませんでしょうか。 (保護者) 畑は保育所の。

(市) 芋掘りとかをしている部分を全部アスファルトに。

(保護者) 全部なくなるということですか。

(市) そうなのです。

それで、今は一応、保育所の敷地の一部ということで、保育幼稚園課のほうが所管しているのですけれども、民営化に当たりまして分筆のほうをさせていただいて、もう道路になってしまいますので、保育幼稚園課の管理ではなくて、市の建設管理課ということで、道路を管理する所管課がございますので、そちらの所管になってしまいます。ですので、芋掘りとかを従来されていたのかもしれないのですけれども、もう全くアスファルトになってしまうということになります。

(市) それで今年度、そういうお話があって、あそこはもともと道路用地でつながるということを聞かされていたので、民営化に移管するということで、本年度から秋以降の収穫物に関しては、プールの横の運動会のときの入退場門があったでしょう、あそこのところを、今、畑にさせてもらって、あそこでサツマイモも今年度に限っては掘らせてもらって、冬野菜も、今、あそこで植えています。

ジャガイモについても、来年度、収穫してほしいので、そこの土地を使って苗植えをしようかなと思っています。だから、若干、向こうの畑よりは規模が小さいのだけれども、畑は、あります。小さ

いけれど。

(保護者) では、そういう体験もできる。

- (市) うん、できると思います。それで、行く行くはプールの前の囲っている大きい細長い花壇、あそこも耕したら畑になるのではないかなという話は出てきているので、また合同保育になってから色々、その代替となるところは、話し合っていけたらいいかなと思っています。
- (市) よろしいでしょうか。そのほかに何かご質問等はございませんでしょうか。
- (保護者) 工事が始まるということは、工事車両が入られるということです よね。その間も車で来て停められるのですか。この手前、今、3台 くらいグラウンドのフェンスに沿って停めていると思うのですけれ ども、そこは停められるのですか。
- (市) ちょっとその辺のことも担当課のほうに伺ったのですけれども、 そんなに大きな工事ではないので、まずは木を伐採して、それでア スファルトにするのですけれども、その辺は臨機応変な形になるの かということで、そんなに工事車両もたくさん入るということは聞 いていないので、転回場で何台かは邪魔にならない程度に。

(保護者) 転回できるような感じにはなっているということですか。

(保護者) 転回場で転回しないと。

- (市) 転回場で転回はできるような形では、頭を突っ込んで後ろを振ってということぐらいはできるということでは聞いているのですけれども、今、実際にどんな工事になるのかというのもまだ設計中ということで聞いていますので、まだ詳しい内容は、そこまでお伝えは今のところできないのですけれども。
- (保護者) できれば、その工事の時間、工事とかは何となく早い時間とかに 始めているイメージがあるのですけれども、できれば時間帯をお迎 えとか朝の登園時刻のときをずらしていただいて、9時、10時以降 とかからしていただくというのは、そういう交渉はしていただける のですか。
- (市) それにつきましては担当課のほうにもそういう要望があったとい うことはお伝えしておきますので。

(保護者) なるべく朝と夜のお迎えのときには。

(市) 重ならないように。

(保護者) そうですね。出入りされると、やはり子どもとかもすごく危ない と思うので、できればその時間帯を避けていただければという要望 をお願いします。

- (市) はい、分かりました。
- (保護者) そこ、まだ、お家の立ち退きとかもまだ交渉中とおっしゃったのですけれども、そこを道路にして、小学生は通っていますよね、だから車の通行が多くなりますよね。それに対してのメリットとかはあるのですか。そこを道路にされるメリットが何かあって道路にされるのですか。
- (市) すみません、その辺のメリットまではちょっと何も聞いておりませんので。

(保護者) どこかに抜ける。

- (市) ここに入ってくる道路が余りないのです、そこ1つで。抜けるのも多分2つぐらい。緊急車両とかの関係でやはり何方向からか入ったり出たりというのが、ということで計画しているのではないかと。これは私の推測なのですけれども。
- (保護者) 緊急車両の場合は仕方がないと思うのですけれども、そうなると、 やはり抜けられる車もふえるし、突き当たりの場合は保育所の前も どんどん増える訳じゃないですか。そういった意味では、子どもた ちにとってはデメリット的な、散歩に出かけるときに、今まで車両 がそんなに通っていなかったのが通るようになったりとか、そうい う安全面的も少し考えていただきたいかなというのがあるのですけ れども。
- (保護者) ここの道路は、この民家に入る人しか入れません、という道路が あったりするじゃないですか。そういう訳ではないのですよね。

(市) そういう訳ではないですね。だから一般道路という位置づけで。

(保護者) 小学生も朝、よく通っているので。

(市) そうですね。

(保護者) そういうことが少し気になったので。

(市) その道路計画自体は、少し前にもそれは道路として設定されていまして、ただ、民家の状況とか、もともと保育所に隣接している土地で活用もしているから、その時点で分筆とかして道路の用地にするのではなくて、今の段階は活用していていいということで、今活用させてもらっていた状況があります。

今回、改めて民営化するに当たって分筆等しっかり分けておかないとだめだと。計画がある以上はそこは道路という位置づけになりますので、それで分筆する。それに伴って一定の工事もする。

ただ、道路としての開通については、先ほど担当が申しましたよ

うに近隣の住民の方のご了承もいただいて、必要に応じて立ち退き 等もしていただかないとだめなので、これからそういうハードルを 越えていくので、もう少し先になるかとは思っています。

もともとここに保育所があるということは、前提で道路開通のお話になっていますので、当然ご心配されている、それに伴って登降所の安全確保、といった問題も出てきますし、それから、現在、玉島小学校への通学路に設定されている部分への影響も出てくると考えられますので、そのあたりは、通学路でしたら学校教育推進課、保育園、保育所の関係でしたら保育幼稚園かが引き続き担当しますので、今、ご要望いただいたことについても合わせて道路の所管する担当課のほうにはご連絡をさせていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

その他に何かございませんでしょうか。

(法人) 失礼します。

皆さんお勤めの方ばかりだと思うのですが、職場でどうですか。 出勤印を押しているかた、一度、手を挙げてください。

それからタイムレコーダーか何かでガチャンとやるのをなさっているかた。

いわゆる電車の改札だったらタッチして行くスタイルがありますね、あれをなさっているかた。

やはりありますか。

それで、今、どうしてこんなことを聞いているかと申しますと、 保護者のかたにしても、今、ここではどうなっていますか。出てき たというとき、あるいは帰るというときは。

(市) タイムレコーダーの人と印鑑の人と。

(法人) 判ですか。

(市) はい。

(法 人) 色々私ども、保育施設を見ていると、タイムカードでも何人かが 一気に来られたら時間がかかる、後ろで待っている人もいるし、そ ういうことであれば、また時間を確認するにしても少ししんどいか なと。

今、やはり時代の変化でタッチパネルというのですか、あれですると後ろに並んで待つということもないならば、お越しになった時刻は何時で何時にお帰りになったということもよく分かるというように思います。市役所でもタッチでやっているのですか。

(市) 職員の出退勤は、そうです。

(法 人) そういう時代になっていますので、保育園もこれから先は、何時に来て何時にお帰りになったかたが多いか少ないかというようなことひとつにしても、統計をとるにしても、それをワンタッチでやりますと、1か月経ったら集計が出てくるのです、コンピューターで。そうしたら、どういう動きのかたが多いか。そしてどうかということも把握しやすいし、市役所へもそのとおりを報告ができるということがありまして、できたら来年度からそういうワンタッチのタッチパネルというのですか、それを導入してやっていきたいと思っています。

今、これ、色々な問題もありますので、まだまだ検討している最中ですけれども、一応、そちらの方向に考えておりまして、どこにしても1つの業者で決めるのではなしに複数の業者の、長短がありますから、それを見た上で一番使いやすくて、そしてやりやすいものを考えておりますので、まだまだやろうという姿勢はあるのですけれども、今、まだ業者を選定して、あるいはもっといいものがあったらそれを考えていきたいと、そういう状況ですので、それもご理解いただけたらと思います。

(保護者) そうするとタッチした瞬間に、例えばこの料金の提案があるじゃないですか、7時から7時10分、それも発生されるということですよね。

先生にお願いしますと言ってからスタートではないのですか。子どもを先生に渡してから、それが7時10分だったらカウントされるのですか。一応、月曜日は布団とかもあるし、結構早目に来て準備して、子どもを預けるのですけれども、少し早目に準備したいから、私の場合は8時半から来ているのですけれども、では8時20分とかに来て布団の準備をして、子どもの手伝いも少しして、8時半から先生にお願いしますというふうにしているのですけれども、来た瞬間にカウントされてしまうと、少し細かいのですけれども、8時20分からカウントされる訳じゃないですか。

(市) そうですね。ですからそれは、今、多分、理事長が聞かれた話から、延長保育の話に、延長保育に、今、民間園さんではタッチパネルを使ってされているところもありますし、それが各保育室にある場合もあるし、入ったところにある場合もあります。

今、ご心配されている部分は確かにそうで、実際のタッチパネル 導入の部分は導入でいいけれども、そのあとの運用方法ですよね。 実際にどのタイミングでタッチパネルを押すのかというようなこと はまだ決められていないですよね。

松ヶ本のほうでもそういうものはされていないですね、現在。

(法 人) 今はタイムカードです。

(市) それぞれ末広認定こども園でも松ヶ本認定こども園でも、今、違うやり方でそれぞれやっていらっしゃって、公立も、今、違うやり方でやっていると。

法人として、一定、その辺の整理、それから情報の集約、統計的なものとって円滑に回していきたいという思いがあるので、そういうプランを持っていますよということのお話であったというふうに私は理解しています。今、私も初めて聞きましたので。

そういうプランの中で、実際にご心配されている、今まで子ども さんをお預けになるまでの流れというものがありますよね。実際に 子どもさんをお預けになったときにタッチパネルを押していいのか とか、そういう詳細な部分はそれを導入するかどうかも、まだ今の 段階では、そういうことも少し考えていきたいというお話だったと 思うので、導入するということで法人様のほうでご提案がもしあっ た場合については、その辺の詳細部分について詰めていかないと 後々のトラブルになるので、そのあたりは明らかにした上で進める 必要があるかと思います。

それは私どもも導入を決断された時にはご相談いただいて、今ご 質問いただいたことをどうしていくかということを一緒に入らせて もらって調整させてもらいますので。

(保護者) もう一点いいですか。

(市) はい、どうぞ。

- (保護者) 送るときと迎えに来る人とか、その日によってやはりばらばらだったりするので、その辺もまた一緒に踏まえて、ちょっと教えていただけると。
- (市) そうですね。同じかたが毎日送り出しに来られてお迎えに来られるとは限らないので、そのあたりの取り扱い、周知の問題も含めて考えていく必要があるかと思います。

その辺は、親和会さんで初めて取り入れられるシステムではないので、もう既に民間園さんではどんどん取り入れているシステムなので、当然、私立保育園さんの中でも連携がありますので、実際、他園でどういうような運用をされているか、そのあたりも含めて組み立てていかれるのだろうと思っていますので、その組み立て内容が公立の引き継ぎ部分の中で余りにかけ離れている部分があれば、

それはちょっと協議の対象とさせていただかないと、非常に混乱を招きますので、その辺も調整させていただきながら、まず、今、そういうシステムが、公立のどこもそういうものは導入できていない状況にありますので、そういう考えを持っていますというプランのご案内だったというように思っていますので、何回も繰り返して恐縮ですけれども、実際に導入するということになりましたら、その主体な部分についての詰めを、今後、三者協議の中でつぶさに明らかにしていって決めていく必要があるかと思いますのでよろしくお願いします。

それでは、そのほかに何かございませんでしょうか。

- (保護者) 延長料金の話なのですけれども、短時間認定の方も 10 分ごとに 100 円の加算で、この月額料はなくなるということで。今、公立保育所 だと 30 分で 300 円ごとになっているのですけれども、そして月額が 発生するのですけれども、それが変わるという変更のところという 話で、標準時間は 7 時から 7 時半の延長料金を取らないのですけれ ども、6 時から 10 分ごとに 100 円発生するという形ですか。
- (市) 標準は6時半からです。6時から延長保育時間になるのですけれ ども30分は取らないという形になります。それは公立が6時半から の延長になっているので、合わせていただけるようにお願いしてい る趣旨をご理解いただいてのご提案ということになるのです。

ですから、公立でしたら 18 時 30 分を過ぎると 300 円がかかるのですけれども、親和会さんのご提案は 10 分ごとに 100 円、200 円、300 円とかかっていって、19 時までお預けになる方は同じ 300 円なのですけれども、それ以降、18 時半から 18 時 40 分までは 100 円、18 時 40 分を過ぎて 50 分までは 200 円ということで、100 円、200 円安くなるというご提案なのですけれども。

(市) もともと、公立では前30分、後30分という延長保育をしていました。ちょっとそれを、時間帯を、民営化に伴って前にずらさせてほしいのですというお願いを前回させていただいて、7時から保育時間にさせてもらった。そうすると後ろが1時間あいてしまいます。あいてしまうけれども、公立と同じく延長保育料が発生するのは18時30分からとさせていただきます。

延長保育としての取り扱いは 18 時からスタートしていますけれど も、その 30 分間は延長保育というカテゴリーの中にありますけれど も無料で利用できますということになっています。18 時 30 分からは 10 分刻みで 100 円で積んでいくということになります。 短時間保育のほうの月額設定のほうはこういう形でない部分が多いのですけれども、月額設定をするほどになってくるということになりましたら、ほぼ支給認定の部分も当初、短時間認定を受けた。受けたけれども実態として常に延長保育を使わざるを得ないような状況になっていると。そういったことになりましたら、保育幼稚園課のほうにお申し出いただきましたら就労状況等も確認させていただいて、最終的に標準時間認定のほうにどんどん振りかえていっています。

ですので、こういう月額利用、短時間認定を受けながら月額利用を使わざる得ないような状況になりましたら、標準時間認定への変更が可能なケースが多々あると思いますので、その辺はまずこちらのほうにご相談をいただければと思います。

(保護者) ありがとうございます。

(市) そのほかによろしいでしょうか。それでは、ありがとうございました。本日の案件はこれで全て終了いたしました。本日の三者協議会を閉会させていただきます。本日はご協力をいただきましてありがとうございました。

(法人) これもご縁のもので今日も出席させていただきましたが、あとわずかで新年になります。どうぞ来年は今年以上によい年になりますように祈念いたしましてご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

(市) ありがとうございました。

一了一